

質 問 書

2023 年 4 月 13 日

「ウガンダ国綿花生産等を通じた難民・ホストコミュニティの生計向上に係る情報収集・確認調査(QCBS)」
(公示日:2023 年 3 月 29 日/調達管理番号:22a00978)について、質問と回答は以下の通りです。

1	11 頁(1)高付加価値化のためのアプローチの検討とその妥当性の実証について	同パラグラフの下から3行目に、「その導入」とありますが、これはその上の行の「必要なアクション」の実施を指しているという理解でよいでしょうか。 また、「導入方法・アプローチ等の検討と、その妥当性を検証するため、現地再委託による業務を実施する」とも記されています。これは綿花の栽培・成長過程のモニタリング以上に、本件調査期間内に、「必要なアクション」を仮説設定し、それを再委託で実施して実証(検証)することまでを求めているものでしょうか。	記載いただいている通り、「その導入」は直前の「必要なアクション」を実施することを指します。その直後の「導入方法・アプローチ等の検討と、その妥当性を検証するため、現地再委託による業務を実施する」は、高付加価値化のために最も効果的とされるアプローチを検討し、再委託によってその妥当性等を実証(検証)することまで含みます。再委託で実証(検証)するのはアプローチの手法としての実現可能性を検証する設計、アプローチそのものの効果を検証する設計、など、幅のある解釈を可能としており、その点はプロポーザルでの提案を求めます。
2	「4. 見積書作成にかかる留意事項」(4)定額計上について	表の「対象とする経費」の欄には「現地法人(ローカルコンサルタント等)の 傭人費 」となっています。再委託業者との再委託契約の金額に傭人費以外のもの(通信費、交通費、報告書作成費等)などが含まれている場合、定額 7,000,000 円の範囲外となるのでしょうか。	表の「対象とする経費」の欄は、正しくは「現地法人(ローカルコンサルタント等)の 再委託費 」でした。修正致します。 したがって、傭人費以外のもの(通信費、交通費、報告書作成費等)も含めて、定額 7,000,000 円の範囲内となります。
3	「4. 見積書作成にかかる留意事項」、および(5)第2次現地調査 P13 について	(5)第2次現地調査の「ワークショップ」に呼ぶ主要ステークホルダーにおいて政府関係者にカウンターパート旅費および日当を見積もりに載せる必要がありましたら、カウンターパートの旅費・日当の JICA 事務所の規	見積に載せる必要はありません。基本的には、ワークショップはカウンターパートの居住地の近隣で行うことから、日当・宿泊費は不要と想定しています。カウンターパートへの日当・宿泊

		定額をご共有ください。	費が必要になった場合、JICA ウガンダ事務所の内規等に基づき費用を見積り、その結果に基づき必要性があれば契約変更にて対応する可能性があります。
4	業務名称について	予定公示にはなかった「等」が名称に付加されていますが、この等は、綿花の生産だけでなく加工・流通等 FVC を含むという意味でしょうか？それとも業務の内容(1)に記されている「生活の質の向上に資する諸要因を分析」とあることから、綿花生産(FVC)だけでなく、生活の質の向上も含めた提案を想定されているでしょうか。	綿花の生産だけでなく、より広義的に加工・流通等のバリューチェーンを担当業務に含むことから「等」を加えました。綿花栽培を通じた生活の質向上を視野に入れているものの、提案内容については QOL 向上という広い枠組みではなく、綿花栽培やその流通等に対する付加価値向上の資するものと想定しています。

2023 年 4 月 6 日回答済み

5	13 頁 (5)第 2 次現地調査、(6)ドラフト・ファイナル・レポートの作成、 (7)ファイナル・レポートの提出 14 頁 第 6 条 報告書等	第 2 次現地調査期間(2023 年 11 月~2024 年 1 月頃)の後、ドラフト・ファイナル・レポートの提出期限は 2024 年 4 月と示されています。さらにファイナル・レポートの提出が契約履行期間(2024 年 6 月迄)の末日であることから、第 2 次現地調査後のスケジュールにゆとりがある印象を受けます。そうである場合、現地調査期間を例えば 3 月頃までに後ろにずらすことも可能でしょうか。そのことによりクリスマス・正月休暇頃の調査を避けることが可能かと思えます。	現地調査の時期は報告書の提出期限に間に合う形であれば、各種事情を踏まえて判断頂いて問題ありません。
---	---	---	---

以上